

■ 三田市空家等に係る適正な措置に関する条例（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）
- 2 閲覧方法 窓口及び各公共施設、市ホームページにて閲覧
市役所（本庁舎1階ロビー・5階都市政策課）、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、図書館本館、各市民センター（8か所）
- 3 提出方法 次のいずれかの方法により意見を募集
電子申請フォームまたは郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、都市政策課へ意見を提出
- 4 意見数 1件（1人）
- 5 パブリックコメントの募集結果と意見に対する市の考え方について

【 意見として参考とするもの 】

番号	頁	意見	市の考え方
1	—	<p>自宅の隣が空き家で壁(塀)が市道側に傾いて危険な状態です。</p> <p>市道と隣の空き家の間の縁石が明らかに沈下しており、沈下が徐々に進んでいる状態なので、まずは沈下の原因を調査いただき、沈下を止める処置をお願い致します。</p> <p>それでも空き家の壁(塀)の傾きが悪化するようであれば、本条例で緊急措置として壁(塀)の傾きを止める処置をお願い致します。</p> <p>隣の空き家の傾いた壁(塀)と自宅の階段が接しており、自宅の階段も崩れて来ています。この崩れてきている階段等の自宅の修繕も本条例で対応が可能ないようにして欲しいです。内容を確認いただき、対応の方、宜しくをお願い致します。</p>	<p>ご指摘の空き家については、市におきましても以前から塀の傾きや道路の状況について把握しており、空き家所有者に適正に管理するよう通知し、応急的措置が実施されています。</p> <p>よって、既に当該空き家は所有者により管理されており、第三者に著しい被害が及ぶ損壊等に相当しないことから、現状では危険回避措置等を行うことは出来ませんが、引き続き状況を注視し、本条例の制定後に状況が悪化した場合は、所有者への通知や危険回避措置の検討を行ってまいります。</p> <p>なお、危険回避措置は、本来所有者が行うべき対応を、所有者の費用負担において、市が所有者に代わり対応するものであるため、空家等により人の身体又は財産に被害が及ぶ危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要があると認めるときに必要な最小限の範囲で行うこととなります。</p> <p>したがいまして、ご自宅の階段に影響をもたらしているということですが、その修繕につきましては本条例では対応できないことをご理解ください。</p>